

第446回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

1 異議申立書

- ① 一般社団法人 佐賀県ビルメンテナンス協会
- ② 佐賀県労働組合総連合

2 特定（産業別）最低賃金

- ① 一般機械器具製造業関係最低賃金関係 頁
 - ◇令和6年度産業別最低賃金申出の概要（一般機械）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ◇一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ◇一般機械器具製造業の賃金階級別労働者分布・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ◇一般機械器具製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）・・・・・・・・ 5
 - ◇鉱工業生産指数の推移（一般機械工業）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- ② 電気機械器具製造業関係最低賃金関係
 - ◇令和6年度産業別最低賃金申出の概要（電気機械）・・・・・・・・・・・・ 7
 - ◇電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧・・・・・・・・・・・・ 8
 - ◇電気機械器具製造業の賃金階級別労働者分布・・・・・・・・・・・・ 9
 - ◇電気器具製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）・・・・・・・・ 10
 - ◇鉱工業生産指数の推移（電気機械工業）・・・・・・・・・・・・ 11

- ③ 陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金関係
 - ◇令和6年度産業別最低賃金申出の概要（陶磁器・同連）・・・・・・・・ 12
 - ◇陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金決定状況一覧・・・・・・・・ 13
 - ◇陶磁器・同関連製品製造業の賃金階級別労働者分布・・・・・・・・ 14
 - ◇陶磁器・同関連製品製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）・・・・ 15
 - ◇鉱工業生産指数の推移（陶磁器・同関連品）・・・・・・・・・・・・ 16

3 その他

- 令和6年度 公示日別最短効力発生予定一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

異議申立書

佐賀労働局長 城 寿克 様

異議申出書

今回の最低賃金の引き上げにつきまして、ビルメンテナンス業界全体に及ぼす影響が大変大きいと感じております。

最低賃金引き上げの影響をビルメンテナンス業界の経営戦略にどう組み込むかを検討する事が重要課題ではありますが、「最低賃金の引き上げ幅の縮小」「価格転嫁がしやすい環境の整備」「ビルメンテナンス企業に対しての支援強化」を是非ともご一考頂きたいと考え、異議申出書を提出致します。

1. 人件費の増加

- ・ 直接的な影響

最低賃金の引き上げは、直接的に人件費（給与や賞与、残業手当、退職金、社会保険料、福利厚生費など）を増加します。

ビルメンテナンス業界では、清掃員や施設管理スタッフなど、低賃金で働く従業員が多く、この層の賃金が増加する事になります。

- ・ コストの増加

業界全体のコスト構造に大きな影響を与え、利益率の低下を招きます。特に、競争が激しいビルメンテナンス市場では、毎年の賃金上昇、洗剤・ワックスなどの材料費の高騰に伴う経費増加分を契約金額へ価格転嫁する事が難しい為、企業の利益性が圧迫される事になります。

2. 雇用への影響

- ・ 雇用調整

人件費の増加に対応する為、企業は従業員数の削減や労働時間の調整を行う可能性が考えられます。

雇用の不安定化や業務の効率低下を引き起こすリスクがあります。



- ・ 労働力の確保の難化
最低賃金の引き上げが他業界にも及ぶ事になり、特に低賃金の仕事で労働力を確保する事が難しくなる可能性があります。
ビルメンテナンス業界では、慢性的な人手不足が更に深刻化する事になります。

3. サービスの質の低下

- ・ コスト削減による影響
企業がコスト削減を図る為に従業員数を削減したり、サービス提供時間を短縮したりする事で、サービスの質が低下するリスクがあります。
これは、「顧客満足度の低下」「契約の解除」につながる可能性があります。
- ・ スタッフの疲労と士気の低下
少数のスタッフに過剰な負担がかかる事で従業員の疲労や、低賃金労働者と他の労働者の賃金の幅が縮小する事になり、士気の低下が進行し、結果として労働者全体の賃金を上げないとサービスの質が悪化する事が考えられます。

4. 価格競争の激化

- ・ 価格転嫁の困難さ
人件費の増加を価格に転嫁しようとする場合、顧客からの抵抗が予想されます。
価格競争が激化し、特に中小企業にとっては「利益率の低下」「顧客からの契約解除」を余儀なくされる可能性があります。
- ・ 市場シェアの変動
最低賃金の引き上げに柔軟に対応できる大手企業が市場シェアを拡大する一方で、対応が難しい中小企業は競争力を失うリスクがあります。

5. 長期的な影響

- ・ 自動化とデジタル化の促進
コスト増加に対応する為、企業が自動化技術やデジタルツールを導入する動きが加速する可能性があります。
これにより、労働集約型の業務が削減され、業界全体の構造が変化する事が考えられます。
- ・ 業界の再編
競争激化や利益率低下の中で、企業の合併や買収が進む可能性があります。
これにより、業界内の再編が進み、競争環境が大きく変化する可能性があります。
- ・ 企業の体力
佐賀県の2014年の最低賃金は678円でした。2024年は956円（予定）と急激な賃金上昇により、ビルメンテナンス業界は疲弊しています。

佐賀県内のビルメンテナンス業者の大多数は中小企業です。これまでも高齢者の雇用を積極的に行い、雇用の下支えを行ってきた業界です。

最低賃金の引き上げは、労働集約型であるビルメンテナンス業界に及ぼす影響が余りにも多大なものがあります。

また、顧客との契約金額には年度途中で引き上げられる最低賃金の影響は基本、考慮されておらず、年度途中での契約金額の改定も難しいものがあります。

これらの要素を踏まえて、最低賃金の引き上げの影響を今一度ご検討頂きたいと考えております。

令和6年8月30日

一般社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会

会長 森田 直樹

佐賀市木原二丁目17-11 101号

電話 0952-26-6735

Mail bmsaga@mms.bbiq.jp

2024年9月4日

佐賀労働局長

城 寿 克 様



佐賀県労働組合総連合

代表者 北 野 修

佐賀市八丁畷町6番9号

TEL0952-37-3577 FAX0952-37-3578

異 議 申 立 書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。

佐賀地方最低賃金審議会（以下、佐賀審議会）は8月20日、今年度の佐賀県最低賃金に関する改正について、現在の最低賃金を56円引き上げ956円とする答申を行いました。

今回、改定額56円と過去最高の引き上げになったこと、また価格転嫁や中小事業者支援を国や県に要望されたことは、物価高騰下における労働者の厳しい生活状況や、人口流出など地域事情から直面する問題を踏まえ、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかし、憲法が保障している「健康で文化的な生活」には最低賃金1500円以上、物価高騰下における現時点においては少なくとも1000円以上が必要です。

また、今回の改定額は、九州他県の動向を配慮しながらの引上げに過ぎず、佐賀審議会の独自性が発揮されたとは言い難いと考えます。

よって本年8月20日付け、「佐賀地方最低賃金審議会に関する公示」に関し、以下のとおり異議を申し立てます。

申 出 の 内 容

1. 本年の佐賀県の最低賃金額を1時間956円とすることに不服であること。
2. 貧困と格差をなくすため、少なくとも時間額1000円以上とすること。

申 出 の 理 由

1. 今回だされた956円では、一ヶ月働いても（中央審議会が用いている月173.8時間）166,152円、一年間働いても199万円程度にしかならず生計費に基づいた最低賃金になっていません。

私どもが2019年12月に発表した佐賀県最低生計費試算調査（以下、佐賀生計費調査）では佐賀市本庄町で若者（25歳・単身）が「ふつう」に暮らすためには男性で月額241,972円（女

性 242,732 円) 必要であるという結果となりました。時給に換算 (173.8 時間) すれば 1392 円、ワークライフバランスに配慮した労働時間 (150 時間) であれば 1613 円となります。仮に時給 956 円でこの賃金を得ようとするなら、過労死ラインを超える 250 時間以上の労働が必要となります。県内でもコンビニやファーストフード、介護、警備など多くの労働者が最低賃金近傍で生活しています。とりわけパート労働者の約 7 割が女性であり、ダブルワーク、トリプルワークを強いられるシングルマザーの貧困は社会問題です。男女の賃金格差をなくし、女性が輝いて働くためにも 8 時間働けば普通に生活できる最低賃金にすべきです。

2. 最低賃金 956 円では年収 200 万円にも届かないワーキングプア (働く貧困層) となります。貧困とは「あってはならない生活状態」をいい、個人が考える幸福を追求するための自由・権利が欠如、不全しているような生活状態をさします。つまり、住宅、教育、健康、そしてサービスへのアクセスなどから閉ざされた、社会的に排除されてしまう状態のことです。

月収 16 万円程度では、先にも述べた佐賀生計費調査の毎月かかる税・社会保険料 (46,045 円)、食費 (39,025 円)、住居費 (34,500 円)、交通・通信費 (41,856 円)、光熱・水道 (8,150 円) を支払えば、手元に残るお金はなく、旅行など趣味を楽しむ、スキルアップの教育を受ける、友人や恋人との交流を断念せざるを得ない窮状に陥らせてしまいます。

今の最低賃金は、再生産ができない貧困、持続不可能な地域社会を放置していると言って過言ではありません。現に過疎化、人手不足など地方が抱える問題を引き起こしている要因の一つが最低賃金の低さにあると考えます。よって一刻も早く、健康で文化的な生活ができる最低賃金に引き上げること。併せて、労働者の切実な実態を把握するため佐賀審議会委員に最低賃金近傍で働く労働者を加えられることを要望します。

3. プラス 6 円では、人口流出など地域社会の衰退に歯止めをかけるには不十分です。

今回の目安通りとなれば、最高の東京 (1,163 円) の月額 (173.8 時間) は 20 万円を超えます。福岡 (答申 992 円) とは昨年同様 5 円縮まりますが依然として 36 円もの開きがあります。

同じ物を買って、同じ仕事をしているにも関わらず賃金だけは違うという地域間格差が存在しており、このことは所得格差だけでなく、健康格差、希望格差など佐賀県は不平等を政策的に押し付けられています。だからこそ労働者は幸福を求め、賃金が高い地域へ移動するのです。この危機感から中央審議会も昨年 4 ランクから 3 ランクへ、今年も ABC ランクすべてにおいて一律 50 円目安にするなど地域間格差解消に向けた施策を進めており、佐賀審議会としてもこれを受け昨年以上に格差を是正することが求められていました。

昨日、徳島最低賃金審議会は 84 円と大幅に目安を上回る答申を示しました。このことは徳島県知事はじめ多くの労働者が審議会を後押ししており、審議会会長も「目安ありきでなく、徳島県の立ち位置から審議した」と述べております。佐賀においても県が事業所支援や価格適正化など賃金引き上げをバックアップする体制が存在しており、これに応えるため更なる引き上げの再考を求め、異議申立書とします。

以上

佐賀県最低生計費試算調査の結果について

—佐賀で若者がふつうに暮らすためには時給 1,600 円以上が必要！—

2019 年 12 月 24 日 佐賀県労働組合総連合

○10 月に改定された佐賀県の最低賃金は 790 円で、全国で最も低い最賃額である。この金額では、1 日 8 時間で月 21 日間はたらいだとしても月額 13 万円余りである。ここから税金などを差し引くと、可処分所得は 10 万円ほどであり、国の貧困ラインを下回る可能性がある。

○今回、佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）では、佐賀県で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に佐賀県労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定した。

○調査には、805 名が回答をしている（回収率約 31%）。今回は、佐賀ではたらく 10~30 代で一人暮らしの若者 111 名分のデータの分析結果を報告するものである。

○佐賀市内で若者がふつうの暮らしをするためには、男性＝月額 241,972 円、女性＝月額 242,732 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 290 万円となる。ちなみに、昨年福岡市でも同様の調査結果が公表されたが、男性＝月額 227,536 円、女性＝月額 236,621 円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「ふつうの暮らし」の内容は、以下のようなものである。

- ・佐賀市本庄町の 25 m²の 1K のワンルームマンション・アパートに住み、家賃は 34,500 円（2 階、エアコン付き）。中古の軽自動車（55 万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。
- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
- ・1 か月の食費は、男性＝約 38,000 円、女性＝約 29,000 円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食は、男性はコンビニなどでお弁当を買い（1 食あたり 500 円）、女性は昼食代を節約するために月の半分は弁当を持参。そのほか、月に 1 回、同僚や友人と飲み会に行っている（1 回当たりの費用は 4,000 円）。
- ・衣服については、仕事では男性は主に背広 2 着（約 20,000 円）を、女性はジャケット 2 着（6,000 円）を、それぞれ 4 年間着回している。
- ・休日は家で休養していることが多い。帰省なども含めて 1 泊以上の旅行は年に 2~3 回で、年間の費用は 6 万円。月に 4 回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画・ショッピングを楽しんでいる（1 回 2,000 円で月に 8,000 円）。

○試算の月額を、賃金収入で得ようとする、時給換算で男性＝1,392 円、女性＝1,397 円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合）になるが、これはお盆もお正月もない、きわめて非現実的な働き方での数字である。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）してみると、男性で 1,613 円、女性で 1,618 円となる。これまでに調査を行った他の 17 都道府県でも同様の結果が出ている。つまり、**最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならない**という結論に至った。

以上

	男	女
消費支出	178,127	178,887
食費	39,025	30,274
家での食事	23,833	20,261
外食・昼食	10,000	5,000
外食・会食	4,000	4,000
廃棄分	1,192	1,013
住居費	34,500	34,500
家賃	34,500	34,500
共益費（自治会費含む）	0	0
光熱・水道	8,150	9,694
家具・家事用品	3,561	3,911
家事用耐久財	1,488	1,488
冷暖房機器	96	96
居間・寝室用家具	132	132
応接・書斎用家具	0	0
室内装飾品	287	287
寝具類	320	320
家事雑貨	621	867
家事用消耗品	617	721
被服・履物	5,635	5,111
被服・履物	5,275	4,661
洗濯代	360	450
保健医療費	1,184	3,779
保健医療費	1,184	3,779
交通・通信	41,856	41,856
交通費（ガソリン代）	10,000	10,000
駐車場代	3,000	3,000
交通用具（自動車）	18,948	18,948
通信費	9,908	9,908
教育	0	0
教養娯楽	25,964	25,976
教養娯楽耐久財	6,054	6,054
書籍	600	600
教養娯楽用品	50	62
日帰り行楽	5,000	5,000
旅行	5,000	5,000
余暇費用	8,000	8,000
NHK受信料	1,260	1,260
理美容費	2,682	7,948
理美容用品	682	2,948
理美容サービス	2,000	5,000
身の回り用品	287	555
その他	15,283	15,283
自由裁量費	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,750	2,750
お中元・お歳暮	0	0
プレゼント費用	3,333	3,333
忘年会等	1,000	1,000
その他会費	250	250
組合費	1,950	1,950
非消費支出	46,045	46,045
所得税	4,854	4,854
住民税	7,850	7,850
社会保険料	33,341	33,341
予備費	17,800	17,800
最低生計費		
税等抜き月額	195,927	196,687
税等込み月額	241,972	242,732
税等込み年額	2,903,664	2,912,784
必要最低賃金額（173.8時間換算）	1,392	1,397
必要最低賃金額（150時間換算）	1,613	1,618
最低賃金額	790円（2019）	

徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について

現在、徳島地方最低賃金審議会の専門部会では、議事の要旨のみが公開され、具体的な議論や内容について記載される議事録については、日数を要するとして、後日公開となっております。

この状況は、労働者代表委員や使用者代表委員がどのような根拠に基づいて意見を述べているのか、そして徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのかその過程が不明瞭なまま、改定額が答申されることとなります。

結果として、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者をはじめとする多くの県民は、最低賃金の決定過程について十分な情報を得ることができません。

令和5年4月6日付け「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされています。

最低賃金に関する議論内容を広く公開することで、社会全体での検証が可能となり、より良い制度へと改善されていくと考えられます。

徳島地方最低賃金審議会においては、専門部会での審理を含め、全面公開を実現するよう、要請いたします。

令和6年8月28日

徳島地方最低賃金審議会会長 段野 聡子 様

徳島県知事 後藤田 正純



最低賃金引上げに向けた緊急要請

すでに、45都道府県において、今年度の地域別最低賃金の改定額が答申され、新たに北海道や広島県など3大都市圏以外の8道県を加えた計16都道府県において最低賃金が千円を超える結果となっております。

令和3年度の一人あたり県民所得上位20都府県の大部分で最低賃金が千円を超えているほか、大都市に隣接する県や地域内格差がある北海道でも千円を超えている状況であり、一人あたり県民所得上位8番目に位置する本県の最低賃金が県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映されていないと考えております。

加えて、最低賃金が低い現状は、本県が抱える人材不足、そして未来を担う若者の希望までも奪いかねない状況です。

最低賃金の引上げは、働き手の生活水準の向上だけでなく、働く意欲を高めるとともに、人材をしっかりと確保し持続可能な経営を維持する上でも、重要な事項です。

県では、これまでの要請を踏まえた、目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業・小規模事業者を支援する、積極的な経済対策を行って参りたいと考えております。

最低賃金は、未来を担う若者をはじめ、障がい者や高齢者、外国人など、すべての方に適用されます。

すべての県民が、生き生きと安心して暮らせる社会の実現、ひいては地域経済の活性化にもつながる重要な決定となるよう審議会委員の皆様の英断を期待しております。

令和6年8月28日

徳島地方最低賃金審議会委員各位

徳島県知事 後藤田 正純



特定（産業別）最低賃金

令和6年度特定最低賃金の改正申出の概要

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業

1 申出の内容

区 分	申 出 の 内 容						
適用地域	佐賀県の全域						
適用産業	日本標準産業分類小分類「E252、E253、E259、E261、E262、E264、E265、E266、E267、E269」						
適用労働者数(b)	4,700人	適用事業所数	155	申出労働者数(a)	1,804人	a/b	38.38%
申出の理由	<p>1 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね三分の一以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めらるるものである。</p> <p>2 一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。</p>						
申出者	UA ゼンセン佐賀県支部 支部長 近藤 三千代						

2 申出労働者の内容

区 分	合意者数	事 業 所 名 等
労使協定 (4組合)	928人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山鉄工所従業員組合 (令和6年6月28日協定) 171人 月額 189,710円 日額 9,350円 時間額 1,169円 ・ 戸上メタリックス労働組合 (令和6年6月26日協定) 184人 月額 180,000円 日額 8,854円 時間額 1,142円 ・ ワイビーエム労働組合 (令和6年7月10日協定) 270人 月額 169,000円 日額 8,280円 時間額 1,035円 ・ 九州住電精密労働組合 (令和6年7月10日協定) 303人 月額 172,820円 日額 8,080円 時間額 1,010円
		備考：*()は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについて、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したもの。

機関決定 (9組合)	826人	<ul style="list-style-type: none"> ・ミヅタ労働組合（令和6年7月1日 臨時大会） 272人 ・唐津バルブ工業労働組合（令和6年6月27日 臨時大会） 49人 ・森鉄工労働組合（令和6年7月2日 臨時大会） 65人 ・西村鉄工所労働組合（令和6年7月8日 臨時大会） 28人 ・JAM 東洋空機労働組合（令和6年6月26日 臨時大会） 28人 ・チクシ電気労働組合（令和6年7月5日 臨時大会） 158人 ・テラル多久労働組合（令和6年6月26日 臨時大会） 45人 ・田中鉄工労働組合（令和6年7月5日 臨時大会） 94人 ・JAM 唐津プレジジョン労働組合（令和6年6月27日 臨時大会） 87人 	
個々の 労働者	50人	<ul style="list-style-type: none"> ・西村鉄工所労働組合 21人 ・JAM 東洋空機労働組合 20人 ・唐津バルブ工業労働組合 4人 ・森鉄工労働組合 3人 ・テラル多久労働組合 2人 	

一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
改正の諮問	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	
審議会の開催日	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26 元.10.31	2.8.24	3.8.26 3.11.1	4.8.24	5.9.5	
専門部会の開催日	26.10.1	27.10.7	28.10.7	29.10.16	30.10.10	元.9.30	2.10.6	3.10.7	4.10.14	5.10.5	
	26.10.15	27.10.13	28.10.11	29.10.24	30.10.15	元.10.15	2.10.9	3.10.18	4.10.20	5.10.10	
	26.10.22	27.10.14	28.10.25	29.10.27	30.10.23	元.10.18	2.10.16	3.10.20	4.10.25	5.10.12	
		27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.25	元.10.23	2.10.21	3.10.25	4.10.31	5.10.19	
26.10.22	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.28				5.10.23		
答申日	26.10.22	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.31	2.10.21	3.11.1	4.10.31	5.10.30	
採決状況	○	○	○	○	○	●	○	▲	○	●	
発効日	26.12.20	27.12.25	29.1.7	30.1.3	30.12.28	元.12.29	2.12.19	3.12.31	4.12.30	5.12.29	
最低賃金額	時間額(円)	782	795	810	827	847	870	896	929	974	
	引上額(円)	12	13	15	17	20	3	26	33	45	
	引上げ率(%)	1.56	1.66	1.89	1.89	2.42	0.35	2.99	3.68	4.84	
	地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	900	
	地賃比(%)	115.3	114.6	113.3	112.2	111.2	109.8	109.9	109.1	108.9	108.2
	影響率(%)	4.1	4.6	5.9	4.7	5.7	6.3	3.0	4.1	5.9	6.6
未満率(%)	3.6	3.4	3.5	3.2	2.3	3.1	2.9	2.5	3.8	3.3	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

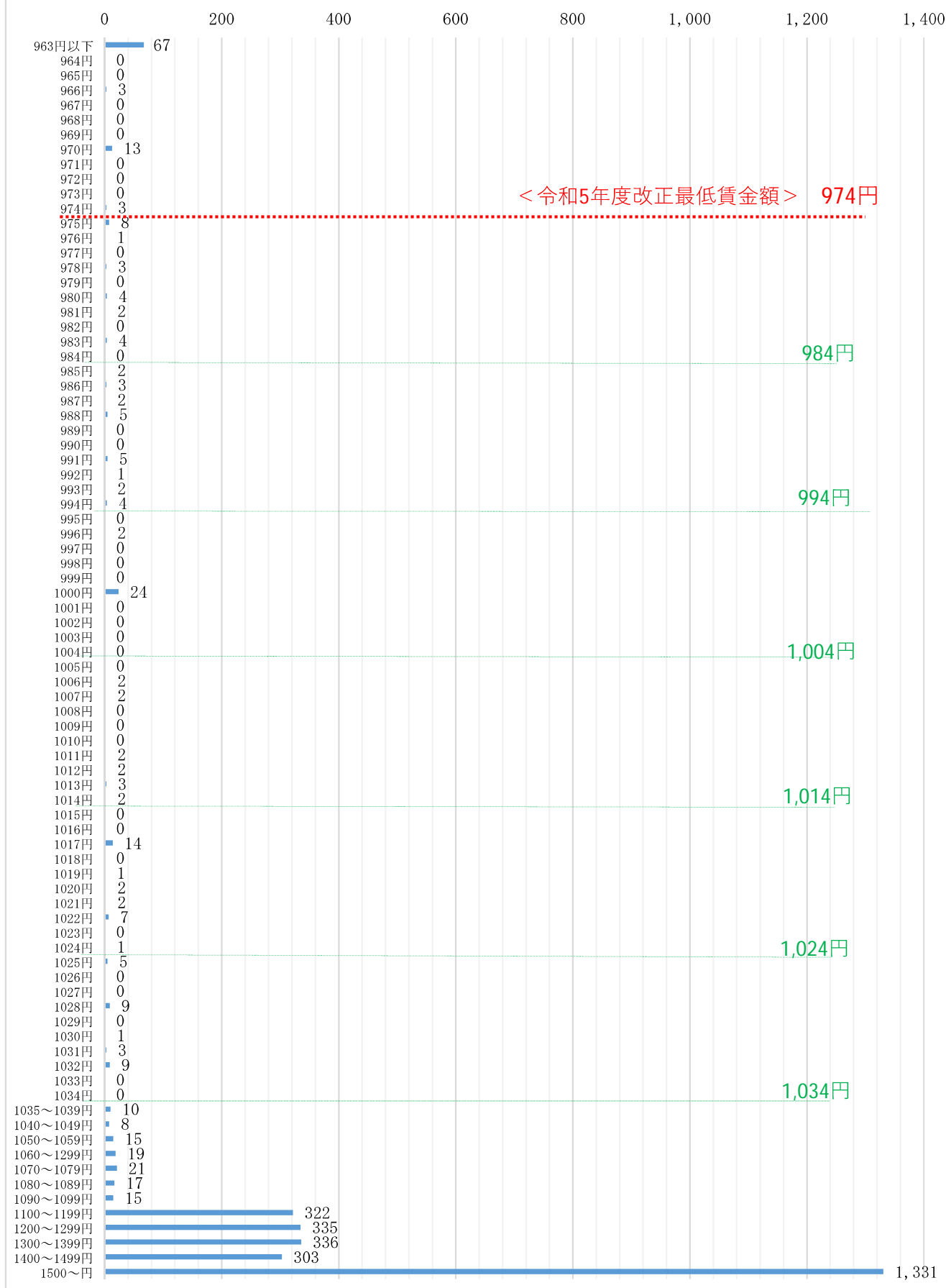
令和6年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（機械）

【 現行最低賃金額 974円 】 【未満率 2.8% 】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 963 円	67	1,006 ～ 1,006 円	2
964 ～ 964 円	0	1,007 ～ 1,007 円	2
965 ～ 965 円	0	1,008 ～ 1,008 円	0
966 ～ 966 円	3	1,009 ～ 1,009 円	0
967 ～ 967 円	0	1,010 ～ 1,010 円	0
968 ～ 968 円	0	1,011 ～ 1,011 円	2
969 ～ 969 円	0	1,012 ～ 1,012 円	2
970 ～ 970 円	13	1,013 ～ 1,013 円	3
971 ～ 971 円	0	1,014 ～ 1,014 円	2
972 ～ 972 円	0	1,015 ～ 1,015 円	0
973 ～ 973 円	0	1,016 ～ 1,016 円	0
974 ～ 974 円	3	1,017 ～ 1,017 円	14
975 ～ 975 円	8	1,018 ～ 1,018 円	0
976 ～ 976 円	1	1,019 ～ 1,019 円	1
977 ～ 977 円	0	1,020 ～ 1,020 円	2
978 ～ 978 円	3	1,021 ～ 1,021 円	2
979 ～ 979 円	0	1,022 ～ 1,022 円	7
980 ～ 980 円	4	1,023 ～ 1,023 円	0
981 ～ 981 円	2	1,024 ～ 1,024 円	1
982 ～ 982 円	0	1,025 ～ 1,025 円	5
983 ～ 983 円	4	1,026 ～ 1,026 円	0
984 ～ 984 円	0	1,027 ～ 1,027 円	0
985 ～ 985 円	2	1,028 ～ 1,028 円	9
986 ～ 986 円	3	1,029 ～ 1,029 円	0
987 ～ 987 円	2	1,030 ～ 1,030 円	1
988 ～ 988 円	5	1,031 ～ 1,031 円	3
989 ～ 989 円	0	1,032 ～ 1,032 円	9
990 ～ 990 円	0	1,033 ～ 1,033 円	0
991 ～ 991 円	5	1,034 ～ 1,034 円	0
992 ～ 992 円	1	1,035 ～ 1,039 円	10
993 ～ 993 円	2	1,040 ～ 1,049 円	8
994 ～ 994 円	4	1,050 ～ 1,059 円	15
995 ～ 995 円	0	1,060 ～ 1,299 円	19
996 ～ 996 円	2	1,070 ～ 1,079 円	21
997 ～ 997 円	0	1,080 ～ 1,089 円	17
998 ～ 998 円	0	1,090 ～ 1,099 円	15
999 ～ 999 円	0	1,100 ～ 1,199 円	322
1,000 ～ 1,000 円	24	1,200 ～ 1,299 円	335
1,001 ～ 1,001 円	0	1,300 ～ 1,399 円	336
1,002 ～ 1,002 円	0	1,400 ～ 1,499 円	303
1,003 ～ 1,003 円	0	1,500 ～ 0 円	1,331
1,004 ～ 1,004 円	0	合計	2,957
1,005 ～ 1,005 円	0		

資料「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布 (令和6年度 機械)



鋳工業生産指数の推移（一般機械工業）

	鋳工業総合		生産用機械工業		汎用機械工業		
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	全国	佐賀県	
令和3年	105.4	100.5	121.6	103.5	112.5	80.4	
令和4年	105.3	101.9	134.0	106.9	115.8	75.6	
令和5年	103.9	98.4	120.7	100.3	110.4	88.8	
令和5年	1月	101.1	95.9	112.5	78.3	111.4	129.1
	2月	104.5	99.2	125.6	86.8	111.4	83.9
	3月	104.9	98.6	128.0	112.0	107.4	73.7
	4月	105.2	97.9	122.0	90.3	113.1	77.2
	5月	104.1	102.2	124.5	99.2	111.2	85.9
	6月	105.0	102.7	125.4	109.0	111.0	84.6
	7月	103.5	96.2	119.2	80.6	109.2	96.3
	8月	103.1	95.0	118.2	102.8	108.3	62.5
	9月	103.2	97.4	115.7	102.3	109.7	89.8
	10月	104.4	98.2	115.5	117.4	112.4	99.8
	11月	103.8	98.7	117.5	102.1	108.4	96.2
	12月	105.0	95.6	121.4	112.6	115.0	96.7
令和6年	1月	98.0	90.2	114.0	74.9	102.2	89.6
	2月	97.4	96.5	110.3	85.7	101.4	87.3
	3月	101.7	94.6	123.1	111.1	106.0	81.2
	4月	100.8	91.5	128.1	95.3	101.2	75.9
	5月	104.4	95.7	119.4	89.4	107.8	80.2
	6月	100.0	94.2	108.7	98.6	97.6	90.4

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鋳工業指数年報」 「佐賀県鋳工業指数月報」

経済産業省「鋳工業生産・出荷・在庫指数」

全国及び佐賀県数値はともに令和2年基準を適用。

令和6年度特定最低賃金の改正申出の概要

発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

1 申出の内容

区 分	申 出 の 内 容						
適用地域	佐賀県の全域						
適用産業	日本標準産業分類小分類「E281、E282、E283、E284、E285、E289、E291、E292、E294、E295、E299、E301、E303」						
適用労働者数(b)	6,740 人	適用事業所数	63	申出労働者数(a)	4,990 人	a/b	74.0%
申出の理由	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。						
申出者	電機連合西九州地方協議会 電機佐賀地域協議会 議長 古賀 敬宏						

2 申出労働者の内容

区 分	適用労働者数	労 働 組 合 名 称 等	
労働協約 (7組合)	4,990 人	・日清紡マイクロデバイス AT 労働組合 (令和6年4月4日協定)	338 人
		18歳 月額 184,500円	*(時間額 1,190円)
		・戸上デンソー労働組合 (令和6年5月15日協定)	100 人
		18歳 月額 175,000円	*(時間額 1,129円)
		・オムロンリレーアンドデバイス労働組合 (令和6年3月18日協定)	145 人
		月額 184,500円	*(時間額 1,190円)
		・パナソニックインダストリー労働組合 (令和6年3月31日協定)	349 人
18歳 月額 184,500円	*(時間額 1,199円)		
・戸上電機労働組合 (令和6年4月26日協定)	429 人		
18歳 月額 184,500円	日額 9,225円 時間額 1,191円		
・SUMCO労働組合 (令和5年4月1日協定)	3,523 人		
月額 179,500円	日額 8,756円 時間額 1,129円		
・パナソニックコネク ト労働組合 (令和6年4月1日協定)	106 人		
18歳 月額 184,500円	*(時間額 1,199円)		
備考：*()は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについて、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したもの。			

電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
改正の諮問	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	
審議会の開催日	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	
専門部会の開催日	26.10.6 26.10.20 26.10.27	27.10.8 27.10.20 27.10.23	28.10.19 28.10.26 28.10.28 28.11.1	29.10.11 29.10.18 29.10.24	30.10.11 30.10.18 30.10.23 30.10.25	元.9.30 元.10.2 元.10.21 元.10.24	2.10.2 2.10.9 2.10.16	3.10.11 3.10.19	4.10.13 4.10.19 4.10.25	5.10.16 5.10.20 5.10.25	
答申日	26.10.27	27.10.23	28.11.1	29.10.24	30.10.25	元.10.24	2.10.16	3.10.19	4.10.25	5.10.30	
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
発効日	26.12.26	27.12.24	28.12.31	29.12.22	30.12.26	元.12.22	2.12.17	3.12.18	4.12.24	5.12.29	
最低賃金額	時間額(円)	746	760	774	795	836	839	867	900	943	
	引上げ	額(円)	12	14	14	21	20	3	28	33	43
		率(%)	1.63	1.88	1.84	2.71	2.64	2.45	0.36	3.81	4.78
	地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900
	地賃比(%)	110.0	109.5	108.3	107.9	107.1	105.8	105.9	105.6	105.5	104.8
	影響率(%)	5.0	8.7	7.9	6.5	8.8	10.8	3.1	10.0	11.7	13.0
未満率(%)	2.0	4.9	2.0	2.7	4.6	1.9	2.0	6.1	7.8	2.8	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

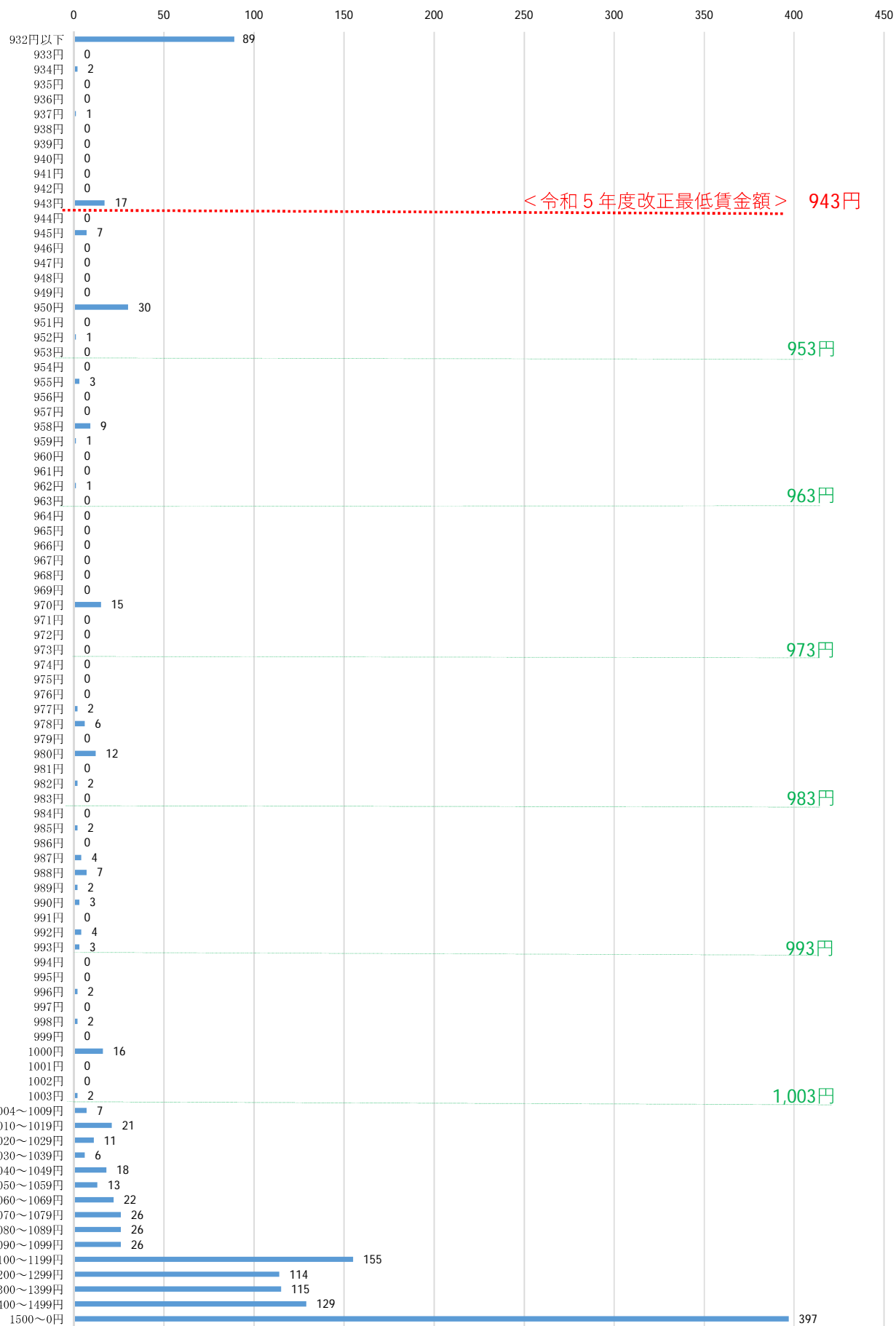
令和6年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（電気）

【 現行最低賃金額 943円 】 【未満率 6.9% 】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 932 円	89	977 ～ 977 円	2
933 ～ 933 円	0	978 ～ 978 円	6
934 ～ 934 円	2	979 ～ 979 円	0
935 ～ 935 円	0	980 ～ 980 円	12
936 ～ 936 円	0	981 ～ 981 円	0
937 ～ 937 円	1	982 ～ 982 円	2
938 ～ 938 円	0	983 ～ 983 円	0
939 ～ 939 円	0	984 ～ 984 円	0
940 ～ 940 円	0	985 ～ 985 円	2
941 ～ 941 円	0	986 ～ 986 円	0
942 ～ 942 円	0	987 ～ 987 円	4
943 ～ 943 円	17	988 ～ 988 円	7
944 ～ 944 円	0	989 ～ 989 円	2
945 ～ 945 円	7	990 ～ 990 円	3
946 ～ 946 円	0	991 ～ 991 円	0
947 ～ 947 円	0	992 ～ 992 円	4
948 ～ 948 円	0	993 ～ 993 円	3
949 ～ 949 円	0	994 ～ 994 円	0
950 ～ 950 円	30	995 ～ 995 円	0
951 ～ 951 円	0	996 ～ 996 円	2
952 ～ 952 円	1	997 ～ 997 円	0
953 ～ 953 円	0	998 ～ 998 円	2
954 ～ 954 円	0	999 ～ 999 円	0
955 ～ 955 円	3	1,000 ～ 1,000 円	16
956 ～ 956 円	0	1,001 ～ 1,001 円	0
957 ～ 957 円	0	1,002 ～ 1,002 円	0
958 ～ 958 円	9	1,003 ～ 1,003 円	2
959 ～ 959 円	1	1,004 ～ 1,009 円	7
960 ～ 960 円	0	1,010 ～ 1,019 円	21
961 ～ 961 円	0	1,020 ～ 1,029 円	11
962 ～ 962 円	1	1,030 ～ 1,039 円	6
963 ～ 963 円	0	1,040 ～ 1,049 円	18
964 ～ 964 円	0	1,050 ～ 1,059 円	13
965 ～ 965 円	0	1,060 ～ 1,069 円	22
966 ～ 966 円	0	1,070 ～ 1,079 円	26
967 ～ 967 円	0	1,080 ～ 1,089 円	26
968 ～ 968 円	0	1,090 ～ 1,099 円	26
969 ～ 969 円	0	1,100 ～ 1,199 円	155
970 ～ 970 円	15	1,200 ～ 1,299 円	114
971 ～ 971 円	0	1,300 ～ 1,399 円	115
972 ～ 972 円	0	1,400 ～ 1,499 円	129
973 ～ 973 円	0	1,500 ～ 0 円	397
974 ～ 974 円	0	合計	1,331
975 ～ 975 円	0		
976 ～ 976 円	0		

資料「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布 (令和6年度 電気)



鋳工業生産指数の推移（電気機械工業等）

	鋳工業総合		電気・情報通信 機械工業		電子部品・デバイス工業		
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	全国	佐賀県	
令和3年	105.4	100.5	105.5	90.2	111.4	112.8	
令和4年	105.3	101.9	104.6	98.2	104.8	120.8	
令和5年	103.9	98.4	106.0	103.3	94.6	98.3	
令和5年	1月	101.1	95.9	107.6	90.1	93.1	115.8
	2月	104.5	99.2	108.1	103.5	95.4	117.8
	3月	104.9	98.6	107.7	103.4	90.8	112.5
	4月	105.2	97.9	109.7	106.2	95.1	105.7
	5月	104.1	102.2	106.6	107.7	92.4	106.8
	6月	105.0	102.7	107.3	106.5	97.7	99.4
	7月	103.5	96.2	105.6	104.5	92.8	97.2
	8月	103.1	95.0	105.4	107.5	93.6	83.4
	9月	103.2	97.4	103.9	100.4	93.5	89.2
	10月	104.4	98.2	104.7	102.8	97.5	90.4
	11月	103.8	98.7	102.4	107.6	97.0	86.4
	12月	105.0	95.6	104.6	97.1	98.6	77.4
令和6年	1月	98.0	90.2	96.6	90.1	94.7	80.3
	2月	97.4	96.5	97.0	88.6	94.9	87.8
	3月	101.7	94.6	98.7	96.9	103.6	89.8
	4月	100.8	91.5	96.3	93.3	102.3	89.0
	5月	104.4	95.7	101.4	108.9	104.7	86.2
	6月	100.0	94.2	98.6	97.5	98.6	89.6

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鋳工業指数年報」 「佐賀県鋳工業指数月報」

経済産業省「鋳工業生産・出荷・在庫指数」

全国及び佐賀県数値はともに令和2年基準を適用。

令和6年度特定最低賃金の改正申出の概要

[陶磁器・同関連製品製造業]

1 申出の内容

区 分	申 出 の 内 容						
適用地域	佐賀県の全域						
適用産業	日本標準産業分類小分類「E214」						
適用労働者数(b)	1,630人	適用事業所数	142	申出労働者数(a)	677人	a/b	41.53%
申出の理由	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受け るべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求める。						
申出者	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 執行委員長 金子 達也						

2 申出労働者の内容

区 分	合意者数	労 働 組 合、事 業 所 名 等	
労使協定 (2組合)	197人	<ul style="list-style-type: none"> ・岩尾従業員労働組合（令和6年4月26日協定） 月額163,000円 日額7,840円 時間額980円 125人 ・香蘭社従業員労働組合（令和6年5月9日協定） 月額171,000円 日額8,240円 時間額1,030円 72人 	
機関決定 (6組合)	369人	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀LIXIL製作所労働組合（令和6年6月28日臨時総会） 248人 ・深川製磁労働組合（令和6年5月10日臨時総会） 40人 ・香蘭社職員組合（令和6年4月8日臨時総会） 29人 ・ノリタケカンパニー労働組合伊万里支部（令和6年4月26日臨時総会） 29人 ・アリタポーセリンラボ労働組合（令和6年6月14日臨時総会） 6人 ・セイブ労働組合（令和6年5月15日臨時総会） 17人 	
個々の 労働者	111人	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社香蘭社 20人 ・岩尾磁器工業株式会社 18人 ・徳永陶磁器株式会社 19人 ・深川製磁株式会社 31人 ・株式会社ノリタケカンパニーリミテド伊万里工場 11人 ・株式会社セイブ 12人 	

陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
改正の諮問	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5	
審議会の開催日	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5	
専門部会の開催日	26. 10. 17	27. 10. 22 27. 10. 27	28. 10. 18 28. 10. 31	29. 10. 4	30. 10. 10	元. 10. 7	2. 10. 2	3. 10. 8	4. 10. 17	5. 10. 10	
答申日	26. 10. 17	27. 10. 27	28. 10. 31	29. 10. 4	30. 10. 10	元. 10. 7	2. 10. 2	3. 10. 8	4. 10. 17	5. 10. 10	
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発効日	26. 12. 18	27. 12. 26	28. 12. 30	29. 12. 2	30. 12. 8	元. 12. 7	2. 12. 2	3. 12. 9	4. 12. 16	5. 12. 9	
最低賃金額	時間額(円)	679	695	716	738	763	791	822	854	901	
	引上げ額(円)	14	16	21	22	25	28	29	32	47	
	引上げ率(%)	2. 11	2. 36	3. 02	3. 07	3. 39	3. 67	0. 25	3. 66	5. 50	
	地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900
	地賃比(%)	100. 2	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1	100. 1
影響率(%)	10. 7	12. 5	19. 7	11. 2	12. 7	12. 5	8. 4	21. 8	14. 2	19. 6	
未満率(%)	2. 7	2. 5	3. 7	0. 3	1. 8	2. 6	2. 4	2. 5	0. 5	2. 2	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

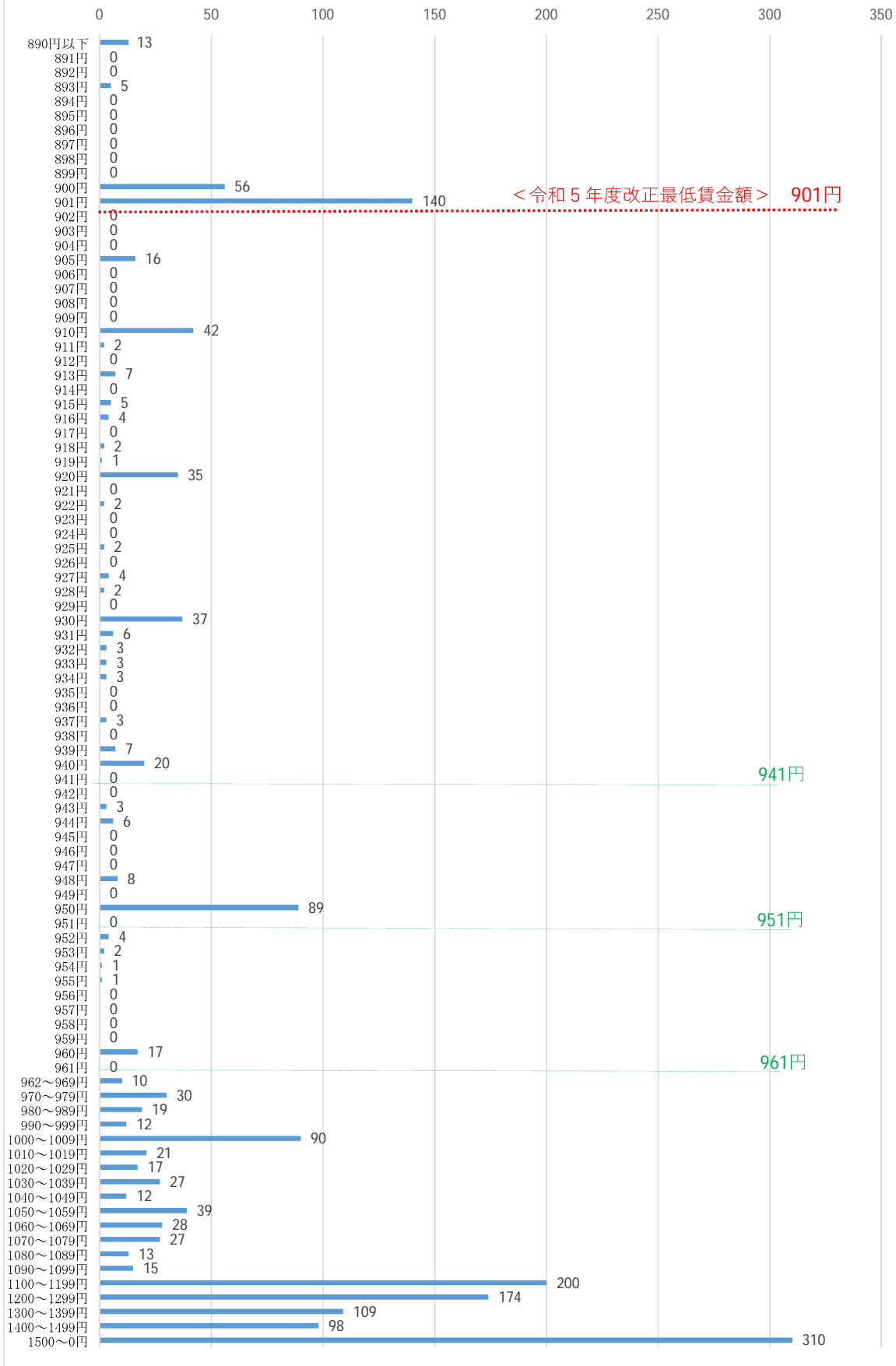
令和6年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（陶磁器）

【 現行最低賃金額 901円 】 【未満率 4.1% 】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 890 円	13	936 ～ 936 円	0
891 ～ 891 円	0	937 ～ 937 円	3
892 ～ 892 円	0	938 ～ 938 円	0
893 ～ 893 円	5	939 ～ 939 円	7
894 ～ 894 円	0	940 ～ 940 円	20
895 ～ 895 円	0	941 ～ 941 円	0
896 ～ 896 円	0	942 ～ 942 円	0
897 ～ 897 円	0	943 ～ 943 円	3
898 ～ 898 円	0	944 ～ 944 円	6
899 ～ 899 円	0	945 ～ 945 円	0
900 ～ 900 円	56	946 ～ 946 円	0
901 ～ 901 円	140	947 ～ 947 円	0
902 ～ 902 円	0	948 ～ 948 円	8
903 ～ 903 円	0	949 ～ 949 円	0
904 ～ 904 円	0	950 ～ 950 円	89
905 ～ 905 円	16	951 ～ 951 円	0
906 ～ 906 円	0	952 ～ 952 円	4
907 ～ 907 円	0	953 ～ 953 円	2
908 ～ 908 円	0	954 ～ 954 円	1
909 ～ 909 円	0	955 ～ 955 円	1
910 ～ 910 円	42	956 ～ 956 円	0
911 ～ 911 円	2	957 ～ 957 円	0
912 ～ 912 円	0	958 ～ 958 円	0
913 ～ 913 円	7	959 ～ 959 円	0
914 ～ 914 円	0	960 ～ 960 円	17
915 ～ 915 円	5	961 ～ 961 円	0
916 ～ 916 円	4	962 ～ 969 円	10
917 ～ 917 円	0	970 ～ 979 円	30
918 ～ 918 円	2	980 ～ 989 円	19
919 ～ 919 円	1	990 ～ 999 円	12
920 ～ 920 円	35	1,000 ～ 1,009 円	90
921 ～ 921 円	0	1,010 ～ 1,019 円	21
922 ～ 922 円	2	1,020 ～ 1,029 円	17
923 ～ 923 円	0	1,030 ～ 1,039 円	27
924 ～ 924 円	0	1,040 ～ 1,049 円	12
925 ～ 925 円	2	1,050 ～ 1,059 円	39
926 ～ 926 円	0	1,060 ～ 1,069 円	28
927 ～ 927 円	4	1,070 ～ 1,079 円	27
928 ～ 928 円	2	1,080 ～ 1,089 円	13
929 ～ 929 円	0	1,090 ～ 1,099 円	15
930 ～ 930 円	37	1,100 ～ 1,199 円	200
931 ～ 931 円	6	1,200 ～ 1,299 円	174
932 ～ 932 円	3	1,300 ～ 1,399 円	109
933 ～ 933 円	3	1,400 ～ 1,499 円	98
934 ～ 934 円	3	1,500 ～ 0 円	310
935 ～ 935 円	0	合計	1,802

資料「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布
(令和6年度 陶磁器)



鈇工業生産指数の推移（陶磁器・同関連製品工業）

	鈇工業総合		製造工業		陶磁器・同関連製品 製造業	
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	佐賀県	
令和3年	105.4	100.5	105.4	100.5	101.9	
令和4年	105.3	101.9	105.3	101.9	98.2	
令和5年	103.9	98.4	104.0	98.4	90.5	
令和5年	1月	101.1	95.9	101.2	95.9	93.7
	2月	104.5	99.2	104.7	99.2	95.9
	3月	104.9	98.6	104.9	98.5	94.9
	4月	105.2	97.9	105.3	97.9	101.4
	5月	104.1	102.2	104.1	102.2	89.3
	6月	105.0	102.7	105.0	102.7	92.3
	7月	103.5	96.2	103.6	96.3	89.7
	8月	103.1	95.0	103.1	95.1	81.1
	9月	103.2	97.4	103.2	97.4	90.2
	10月	104.4	98.2	104.4	98.2	89.5
	11月	103.8	98.7	103.9	98.7	83.6
	12月	105.0	95.6	105.0	95.6	84.1
令和6年	1月	98.0	90.2	98.0	90.1	73.4
	2月	97.4	96.5	97.4	96.5	80.1
	3月	101.7	94.6	101.7	94.6	79.9
	4月	100.8	91.5	100.8	91.5	85.4
	5月	104.4	95.7	104.4	95.7	79.4
	6月	100.0	94.2	100.0	94.2	76.6

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鈇工業指数年報」「佐賀県鈇工業指数月報」

経済産業省「鈇工業生産・出荷・在庫指数」

全国及び佐賀県数値はともに令和2年基準を適用。

その他

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

2024年度 佐賀県特定（産業別）最低賃金

電気機械器具製造関係

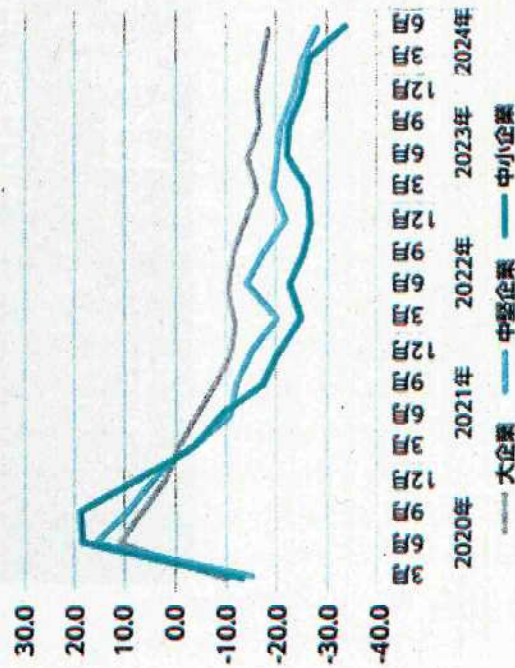
必要性審議 補足資料

ものづくり現場の実情

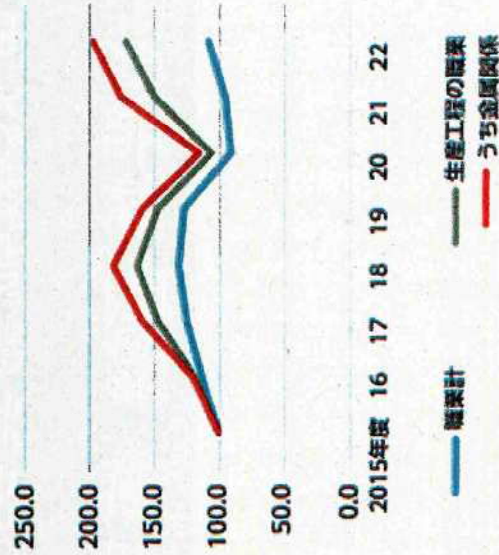
ものづくり離れが進み、生産現場を支える人材確保が困難に

- 生産年齢人口の減少等により人材獲得競争が激化し、とりわけ中小では人材不足により企業の存続を脅かしかねない状況となっています。金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結します。
- 有効求人倍率は、2018年度に1.62倍に上昇した後コロナ禍で低下し、2022年度以降は1.3倍程度となっています。しかしながら生産工程で働くことを希望する求職者は職業計を大きく下回り、金属産業では生産工程全体をさらに下回っています。このため、金属産業の生産工程の有効求人倍率は他と比較して著しく上昇し、生産現場を支える人材の採用品が困難となっています。

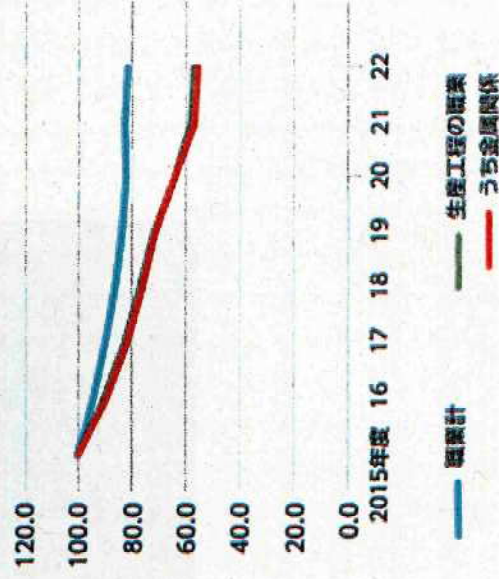
■ 金属産業の雇用人員の動向



■ 有効求人倍率の推移



■ 新規求職者数の推移



資料出所：日銀「短観」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

ものづくり現場の人材不足は大きな課題！！

(産業別) 特定最低賃金

特定最低賃金とは

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業または職業ごとに適用 ● その産業の「基幹的労働者」に適用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ● 都道府県ごとに適用
決定方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ● 新設、改廃は労使のイニシアティブによる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし(労働基準法第24条違反、30万円以下の罰金) ● 民事的な効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ● 民事的な効力(同左)

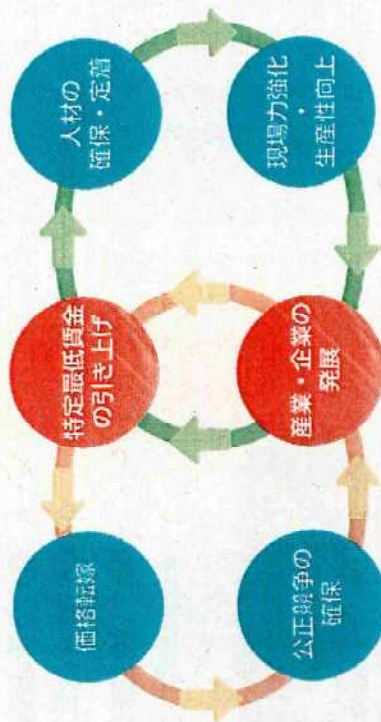
資料出所：厚生労働省

特定最低賃金の意義と役割

- 金属産業は基幹産業として地域経済を支え、良質な雇用を生み出しています。しかしながら、近年は、労働環境が厳しいことなどから、とりわけ中小企業では人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。このため、特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力高め、人材の確保・定着を進めていく必要があります。
- 人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます。

特定最低賃金は、産業の魅力高め、産業の持続的な発展を促す

	最低賃金法の目的	金属産業における役割
労働者にとって	労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、産業内の賃金格差を是正する
使用者にとって	労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入り口賃金の優位性を確保し、産業の魅力高め、人材の確保・定着につなげる
日本経済・金属産業にとって	国民経済の健全な発展に寄与する	産業にふさわしい最低賃金によって公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す



(産業別) 特定最低賃金

特定最低賃金に対する見解

最低賃金上げの突破口「産業別最賃」 人材獲得にも一助(2023年6月7日・日経電子版)

水野 裕司 編集委員

ポイント

- 「地域別最低賃金は生活安定の役割を中心に据え、特定最低賃金は産業の労働者の公正な賃金を追求するという役割分担を目指すべき。両者の相互補完が重要」との指摘がある。最低賃金は第1条で、この法律の目的のひとつとして「事業の公正な競争の確保」を掲げており、この趣旨にも沿う。
- 特定最低賃金は「労使が力を合わせて生産性の向上に取り組みきかけになる」。特定最賃の設定や引き上げには各社の労使が企業の垣根を越えて横の連携をとる必要があるため、「一企業では難しい取引価格の適正化や従業員への技能指導などを展開しやすくなる」[特定最低賃金という手段を使ってその産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得での競争力向上につながる]との指摘もある。人手不足は深刻なだけに、経営側にとってもメリットがある。
- 2023年の春季労使交渉で広がった積極的な賃上げを確かな流れにするには、民営事業所の従業者の7割近くが働く中小企業と、雇用されている人全体の4割近くを占める非正規従業員の継続的な賃金上昇が求められる。最低賃金の引き上げは直接的な効果がある。

予算委員会公聴会(2024年3月12日)

ポイント

- 地域別最低賃金は不熟練労働者を含めた全ての労働者に最低限支払われる賃金額であり、地域別最低賃金の上昇だけでは必ずしも底支えにならない。
- 特定の産業や職業の最低賃金を特定最賃で定めることができる。さらに、民間企業の労使の中には、産業別最賃、企業内最賃を締結しているケースもある。こうした多層的な最低賃金の形成が中小企業、正規労働者を含む幅広い労働者の賃金の底上げになる。
- 現在、特定最低賃金の導入や改定は、使用者側が慎重な姿勢を示しており、協議が進まないという状況。持続的な賃上げのためにぜひ前向きに御検討いただけるように、政治の場からも呼びかけていただきたい。

首藤 若菜 立教大学経済学部経済政策学科教授

特定最低賃金を有効活用すべきとの声

電機産業の立ち位置

県内における電機産業の立ち位置

1. 都道府県別、東京特別区・政令指定都市別統計表

時間軸	年	産業	産業中分類名	都道府県		事業所数				従業員数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額
				都道府県	都道府県	合計	従業員30人～99人	従業員100人～299人	従業員300人以上				
2022	00	製造業計		41	398	251	115	32	52,982	2,077,702	2,014,683	690,237	
2022	09	食品製造業	佐賀県	41	116	71	33	12	15,436	384,508	356,996	128,458	
2022	10	飲料・たばこ・飼料製造業	佐賀県	41	13	9	4	***	1,209	111,465	109,515	18,378	
2022	11	繊維工業	佐賀県	41	18	11	7	***	1,622	16,855	16,512	7,619	
2022	12	木材・木製品製造業(家具を)	佐賀県	41	6	5	1	***	419	37,981	40,404	13,487	
2022	13	家具・装備品製造業	佐賀県	41	7	6	1	***	681	9,714	4,840	2,042	
2022	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	佐賀県	41	14	9	5	***	1,304	77,996	71,971	17,730	
2022	15	印刷・同梱業	佐賀県	41	10	8	1	***	599	12,284	11,234	5,409	
2022	16	化学工業	佐賀県	41	18	11	6	***	2,587	187,630	182,656	95,571	
2022	17	石油製品・石炭製品製造業	佐賀県	41	***	***	***	***	***	***	***	***	
2022	18	プラスチック製品製造業(別)	佐賀県	41	21	14	7	***	1,747	36,824	36,132	11,210	
2022	19	ゴム製品製造業	佐賀県	41	5	2	1	2	1,806	78,919	78,775	29,203	
2022	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	佐賀県	41	3	2	1	***	306	6,305	6,260	917	
2022	21	皮革・土石製品製造業	佐賀県	41	23	21	1	1	1,527	24,254	22,527	14,468	
2022	22	鉄鋼業	佐賀県	41	5	1	3	1	1,115	47,693	47,693	7,679	
2022	23	非鉄金属製造業	佐賀県	41	8	3	3	2	1,815	142,882	141,942	24,034	
2022	24	金属製品製造業	佐賀県	41	31	19	11	1	2,950	95,792	90,593	34,802	
2022	25	はん用機械器具製造業	佐賀県	41	5	3	2	***	421	9,477	8,512	3,150	
2022	26	生産用機械器具製造業	佐賀県	41	37	24	11	2	3,648	96,274	82,223	46,249	
2022	27	業務用機械器具製造業	佐賀県	41	2	2	***	***	84	X	X	X	
2022	28	電子部品・デバイス・電子回路	佐賀県	41	5	1	***	4	4,603	278,414	260,499	128,427	
2022	29	電気機械器具製造業	佐賀県	41	28	13	13	2	4,476	158,977	157,487	53,075	
2022	30	情報通信機械器具製造業	佐賀県	41	3	2	1	***	348	X	X	X	
2022	31	輸送用機械器具製造業	佐賀県	41	14	10	2	2	3,062	204,222	199,589	36,178	
2022	32	その他の製造業	佐賀県	41	6	3	2	1	1,119	48,206	48,203	8,826	
									9,427	437,926	437,926	179,502	
									17.8%	21.7%	21.7%	26.0%	

雇用者数、生産額、付加価値額に他産業と比較し製造業全体の中で高い比率を占めている。又、従業員数比率(17.8%)を上回る付加価値額比率(26.0%)の結果については、従業員の「生産性向上」「効率化」等の収支改善施策への取り組み効果も寄与していると推測する。

求められるスキル（力量）

パート労働者

業務に関する事	教育・その他に関する事	その他
半田付け作業資格認定	情報管理教育	業務適性等を総合的に判断して採用を決定
ビス締め作業資格認定	生産・品質管理教育	
接着作業資格認定	特定作業教育	
圧着かしめ作業資格認定	低圧電機取扱特別教育	
検査員資格認定	職長・安全衛生責任者教育	
特別水準作業従事者資格認定	通信教育（会社指定の推奨通信教育）	
製品寸法測定チェック資格認定	緊急事態訓練教育	

※電機佐賀加盟組合へのヒアリング結果を抜粋

パート労働者であっても業務を遂行する上での作業スキルの習得はもとより、製品品質・労働安全衛生等についても、社員と同様に必要な教育の受講を求められている。

審議における労働組合の主張点

産別方針（要約）

- ☑ **特定最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。**従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠。
- ☑ **同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができ。**
- ☑ **電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。**
- ☑ **電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保をはかるうえで、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠。**
- ☑ **電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していく事が求められており、更なる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていく事が重要。**